

みずしま資源再生センターのご案内

契約事業者 各位

令和5年7月20日

公益財団法人岡山県環境保全事業団

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当事業団の業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび当事業団の水島事業所において、新たな廃棄物処理施設（以下「新施設」という。）の供用を予定しております。

10月以降に本稼働開始予定となっておりますが、まずは新施設の概要及び既存の契約事業者様における変更点等を下記のとおりご案内いたしますので、ご承知おき下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

<p>新施設の概要 詳細は別紙参照</p>	<p>名称 : みずしま資源再生センター 所在地 : 倉敷市水島川崎通1-20-2 処理対象: 燃え殻、ばいじん（特別管理産業廃棄物を含む。） 処理方式: 焼却（再生） 供用開始: 令和5年10月予定 許可証が交付され次第、別途ご案内します。</p>
<p>既存の契約事業者様 における変更点</p>	<p>●埋立処分のみをご契約の事業者様</p> <p><u>新施設の供用に伴う変更点はございません。</u></p> <p>※「燃え殻」、「ばいじん」の埋立処分の契約事業者様は、新施設稼働後も引き続き「埋立」の処分となりますのでご注意願います。</p> <p>●中間処理（焼却）をご契約の事業者様</p> <p>令和5年10月以降は、既存の中間処理施設（水島クリーンセンター）の焼却残渣は新施設でリサイクルします。このことにより、以下の変更が生じます。</p> <ul style="list-style-type: none">① 最終処分方法及び最終処分場所の変更② 最終処分までにかかる期間の変更③ 紙マニフェスト記載内容の変更 <p>詳細は本紙裏面をご確認ください。</p>

以上

<本件に関する問い合わせ先>

公益財団法人岡山県環境保全事業団 水島事業所 顧客業務課

TEL : 086-440-0666 FAX : 086-444-2933

(裏面)

【 中間処理（焼却）をご契約の事業者様における変更点等（令和5年10月以降） 】

① 最終処分方法及び最終処分場所の変更（令和5年10月以降）

	最終処分方法	最終処分場所
現状	埋立	水島埋立処分場
10月以降	焼却（再生）	みずしま資源再生センター （当該施設の故障等やむを得ない事由がある場合は 水島処分場にて埋立て）

当事業団と締結している「産業廃棄物処理処分に関する委託契約書」第2条第1項の内容に変更が生じるため、後日、**契約内容の変更に関する通知文書を送付いたします**。それをもって契約内容の変更に関する合意を成立させていただきたく存じます。当該通知文書の他に覚書等が必要になる場合につきましては、事前に本紙表面の問い合わせ先までご相談くださいますようお願いいたします。

② 最終処分までにかかる期間の変更（令和5年10月以降）

	処分日	最終処分日	マニフェスト返送までの目安期間
現状	受入当日～数日後	処分日から 1～2日後	D,E票：受入日から概ね1週間以内
10月以降	現状から変更なし	処分日から 数日～数週間後	D票：受入日から概ね1週間以内 E票：受入日から概ね1か月以内

※C2票につきましては、D票と同時期に収集運搬業者へ返送します。（自己運搬の場合は排出事業者へD票と併せてC2票を返送します。）

電子マニフェストの場合は、上記の処分日に処分終了報告を行い、最終処分日に最終処分終了報告を行います。

③ 紙マニフェストの記載内容の変更（令和5年10月以降）

当事業団専用の紙マニフェストで水島クリーンセンターに搬入される場合、マニフェスト中段の「最終処分の場所」の修正をお願いいたします。後日、契約内容の変更に関する通知文に同封して、修正内容の見本を送付する予定です。

【修正内容】

1. 印字済みの内容（水島処分場にて埋立処分）を二重線で削除
2. 「委託契約書に記載のとおり」と記入

なお、岡山県産業資源循環協会（旧 岡山県産業廃棄物協会）で販売している紙マニフェストにつきましては、近日中に新様式に更新予定です。新様式では上記の修正は不要です。